

合併に係る事後開示書類

会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の定めに従い、下記の通り当社が承継した株式会社タムラ流通センターの権利義務その他の吸収合併に関する事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

令和2年4月1日をもって本件吸収合併は効力を生じています。

2. 反対株主買取請求の手続きの経過

当社では、会社法第797条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

3. 債権者保護手続きの経過

当社では、会社法第799条の規定に基づき、令和元年10月31日付の官報により、同条第1項第1号に掲げる債権者に対する合併についての異議申述公告を行い、かつ、定款の定めに従い電子公告も行いましたが、異議申述期間である令和元年11月30日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

また、会社法第789条の規定に基づき、株式会社タムラ流通センターは令和元年10月31日付の官報により、同条第1項第1号に掲げる債権者に対する合併についての異議申述公告を行い行いましたが、異議申述期間である令和2年11月30日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、株式会社タムラ流通センターより、その権利義務一切を承継しました。

5. 会社法782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別添の通りです。

6. 会社法第921条の変更登記をした日

令和 2 年 4 月 / 日

7. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項

該当ありません。

以上

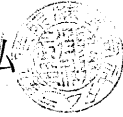
原本に相違ないことを証明します。

令和 2 年 4 月 7 日

東京都練馬区東大泉一丁目19番43号

株式会社 タムラ製作所

代表取締役 浅田 昌弘



履歴事項全部証明書

東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
株式会社タムラ製作所

会社法人等番号	0116-01-004237	
商号	株式会社タムラ製作所	
本店	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。	平成24年 6月28日変更
		平成24年 7月13日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項		
		平成18年 8月 2日廃止の登記
会社成立の年月日	昭和14年11月21日	
目的	1. 各種変成器の製造販売 2. 電気通信機械器具・電子応用機械器具・精密機械器具及び医療用具の製造販売 3. 機械器具設置工事業 4. 電気工事業・電気通信工事業及びその他前各号に付帯する建設工事の請負 5. 金属工業製品・化学工業製品及び窯業製品の製造販売 6. 半導体及びその応用製品の製造販売 7. 前各号に付帯する一切の事業ならびに投資 平成21年 6月26日変更	平成21年 7月15日登記
単元株式数	1000株	
	100株	平成29年10月 1日変更
		平成29年10月 2日登記
発行可能株式総数	2億5200万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 8277万1473株	平成23年 8月 1日変更
		平成23年 8月 4日登記

東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
株式会社タムラ製作所

資本金の額	金118億2965万4900円		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更		
役員に関する事項	取締役	田 村 直 樹	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	取締役	田 村 直 樹	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月14日登記
	取締役	田 村 直 樹	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	取締役	李 国 華	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	取締役	李 国 華	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月14日登記
	取締役	李 国 華	令和 1年 6月26日退任
			令和 1年 7月 9日登記
	取締役	養 宮 武 夫	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	取締役	養 宮 武 夫	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月14日登記
	取締役	養 宮 武 夫	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記

	<u>取締役</u>	<u>浅田 昌弘</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>浅田 昌弘</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>浅田 昌弘</u>	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>南 條 紀 彦</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>南 條 紀 彦</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>南 條 紀 彦</u>	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>齋 藤 彰 一</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>齋 藤 彰 一</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>齋 藤 彰 一</u>	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>石 川 重 明</u>	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>石 川 重 明</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月14日登記
			平成29年10月13日死亡
			平成29年11月 1日登記

	取締役	橋 口 裕 作	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 9日登記
	取締役	橋 口 裕 作	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月14日登記
	取締役	橋 口 裕 作	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	取締役	窪 田 明	平成30年 6月27日就任
			平成30年 7月11日登記
	取締役	窪 田 明	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	取締役	浜 村 晴 子	平成30年 6月27日就任
			平成30年 7月11日登記
	取締役	浜 村 晴 子	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	東京都国分寺市南町二丁目5番8号 代表取締役	田 村 直 樹	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	東京都国分寺市南町二丁目5番8号 代表取締役	田 村 直 樹	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月14日登記
	東京都国分寺市南町二丁目5番8号 代表取締役	田 村 直 樹	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	埼玉県所沢市美原町五丁目2306番地の1ア 代表取締役	浅 田 昌 弘	平成31年 4月 1日就任
			平成31年 4月 1日登記
	埼玉県所沢市美原町五丁目2306番地の1ア 代表取締役	浅 田 昌 弘	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	監査役	守 屋 宏 一	平成28年 6月28日重任
	(社外監査役)		平成28年 7月19日登記

	監査役	久保 肇	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月19日登記
	監査役	戸田 厚司	平成27年 6月26日就任
	(社外監査役)		平成27年 7月 9日登記
	監査役	戸田 厚司	令和 1年 6月26日重任
	(社外監査役)		令和 1年 7月 9日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月19日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月14日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成30年 6月27日重任
			平成30年 7月11日登記
	会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	平成30年 7月 1日新日本有限責任監査法人の名称変更
			平成30年 7月11日登記
	会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 平成19年 6月28日設定 平成19年 7月17日登記		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。 平成27年 6月26日変更 平成27年 7月 9日登記		

新株予約権	第2回新株予約権		
	新株予約権の数		
	<u>35個</u>		
	<u>30個</u>	平成18年12月25日変更	平成19年 7月17日登記
	<u>25個</u>	平成19年 8月 9日変更	平成19年 9月 5日登記
	<u>22個</u>	平成20年 5月23日変更	平成20年 7月17日登記
	<u>20個</u>	平成22年10月25日変更	平成22年11月 9日登記
	<u>16個</u>	平成24年 5月 7日変更	平成24年 5月17日登記
	<u>15個</u>	平成24年 7月 9日変更	平成24年 7月24日登記
	<u>13個</u>	平成28年 2月12日変更	平成28年 2月17日登記
	12個	平成30年10月 5日変更	平成30年10月17日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数			
普通株式 3万5000株			
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$			
普通株式 3万株			
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$			
		平成18年12月25日変更	平成19年 7月17日登記
普通株式 2万5000株			
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$			
		平成19年 8月 9日変更	平成19年 9月 5日登記
普通株式 2万2000株			
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権			

	を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成20年 5月23日変更 平成20年 7月17日登記 普通株式 2万株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成22年10月25日変更 平成22年11月 9日登記 普通株式 1万6000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成24年 5月 7日変更 平成24年 5月17日登記 普通株式 1万5000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成24年 7月 9日変更 平成24年 7月24日登記 普通株式 1万3000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成28年 2月12日変更 平成28年 2月17日登記 普通株式 1万2000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成30年10月 5日変更 平成30年10月17日登記 各新株予約権の発行価額 無償
--	--

	各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金1円とする なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする $\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ 新株予約権を行使することができる期間 当社取締役及び執行役員の退任日の翌日から5年間とする。 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） ①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間に限り新株予約権を行使できる。 （ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。 （イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。 ③その他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で消却することができる。 （会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件） 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。 平成18年 5月 1日変更 平成18年 8月 2日登記 平成17年 7月21日登記
第3回新株予約権 新株予約権の数 <u>28個</u> <u>24個</u> <u>22個</u> <u>20個</u> <u>17個</u>	平成19年 8月 9日変更 平成19年 9月 5日登記 平成20年 5月23日変更 平成20年 7月17日登記 平成22年10月25日変更 平成22年11月 9日登記 平成24年 5月 7日変更 平成24年 5月17日登記

	15個	平成24年 7月 9日変更	平成24年 7月24日登記
	13個	平成28年 2月12日変更	平成28年 2月17日登記
	11個	平成30年10月 5日変更	平成30年10月17日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
	普通株式 2万8000株		
	なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式 2万4000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成19年 8月 9日変更		
	平成19年 9月 5日登記		
	普通株式 2万2000株		
	なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成20年 5月23日変更		
	平成20年 7月17日登記		
	普通株式 2万株		
	なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成22年10月25日変更		
	平成22年11月 9日登記		
	普通株式 1万7000株		
	なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成24年 5月 7日変更		
	平成24年 5月17日登記		

普通株式 1万5000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成24年 7月 9日変更 平成24年 7月24日登記

普通株式 1万3000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成28年 2月12日変更 平成28年 2月17日登記

普通株式 1万1000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成30年10月 5日変更 平成30年10月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株あたりの払込金額は、金1円とする

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成48年6月30日までの間とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。

②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。

（イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡

した日の翌日から3ヶ月間とする。							
③その他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。							
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件							
当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。							
<table><tr><td>平成18年</td><td>7月</td><td>1日発行</td></tr><tr><td>平成18年</td><td>8月</td><td>2日登記</td></tr></table>		平成18年	7月	1日発行	平成18年	8月	2日登記
平成18年	7月	1日発行					
平成18年	8月	2日登記					
第4回新株予約権 新株予約権の数							
<u>30個</u>							
<u>28個</u>	平成20年 5月23日変更 平成20年 7月17日登記						
<u>26個</u>	平成21年 7月10日変更 平成21年 8月18日登記						
<u>25個</u>	平成22年 4月21日変更 平成22年 5月19日登記						
<u>23個</u>	平成22年10月25日変更 平成22年11月 9日登記						
<u>19個</u>	平成24年 5月 7日変更 平成24年 5月17日登記						
<u>18個</u>	平成24年 7月 9日変更 平成24年 7月24日登記						
<u>16個</u>	平成28年 2月12日変更 平成28年 2月17日登記						
<u>13個</u>	平成30年12月11日変更 平成31年 1月15日登記						
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法							
普通株式 3万株							
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする							
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率							
普通株式 2万8000株							
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする							
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率							
平成20年 5月23日変更 平成20年 7月17日登記							

普通株式 2万6000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成21年 7月10日変更 平成21年 8月18日登記

普通株式 2万5000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成22年 4月21日変更 平成22年 5月19日登記

普通株式 2万3000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成22年10月25日変更 平成22年11月 9日登記

普通株式 1万9000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成24年 5月 7日変更 平成24年 5月17日登記

普通株式 1万8000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成24年 7月 9日変更 平成24年 7月24日登記

普通株式 1万6000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

る1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成28年 2月12日変更 平成28年 2月17日登記

普通株式 1万3000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成30年12月11日変更 平成31年 1月15日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株あたりの払込金額は、金1円とする

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成49年6月30日までの間とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。

②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。

（イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。

③その他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

平成19年 7月 1日発行

平成19年 7月17日登記

第5回新株予約権

	新株予約権の数		
	42個		
	39個		
	37個	平成21年 7月10日変更	平成21年 8月18日登記
	31個	平成22年 4月21日変更	平成22年 5月19日登記
	28個	平成24年 5月 7日変更	平成24年 5月17日登記
	26個	平成24年 7月 9日変更	平成24年 7月24日登記
	23個	平成24年12月 4日変更	平成24年12月19日登記
	20個	平成28年 2月12日変更	平成28年 2月17日登記
		平成30年12月11日変更	平成31年 1月15日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
	普通株式 4万2000株		
	なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$		
	普通株式 3万9000株		
	なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$		
		平成21年 7月10日変更	平成21年 8月18日登記
	普通株式 3万7000株		
	なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$		
		平成22年 4月21日変更	平成22年 5月19日登記
	普通株式 3万1000株		
	なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$		

平成24年 5月 7日変更 平成24年 5月17日登記
普通株式 2万8000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成24年 7月 9日変更 平成24年 7月24日登記
普通株式 2万6000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成24年12月 4日変更 平成24年12月19日登記
普通株式 2万3000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成28年 2月12日変更 平成28年 2月17日登記
普通株式 2万株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成30年12月11日変更 平成31年 1月15日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株あたりの払込金額は、金1円とする

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成50年6月30日までの間とする。

新株予約権の行使の条件		
①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。		
②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。		
（ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。		
（イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。		
③その他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。		
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件		
当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。		
平成20年 7月 1日発行 平成20年 7月17日登記		
第6回新株予約権		
新株予約権の数		
77個		
71個		
67個		
59個		
49個		
45個		
平成24年12月 4日変更		
平成24年12月19日登記		
平成25年 7月17日変更		
平成25年 7月22日登記		
平成27年 8月 7日変更		
平成27年 9月 2日登記		
平成31年 3月 8日変更		
平成31年 3月19日登記		
平成31年 4月23日変更		
令和 1年 5月13日登記		
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
普通株式 7万7000株		
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする		
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率		
普通株式 7万1000株		
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権		

を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

平成24年12月 4日変更 平成24年12月19日登記
普通株式 6万7000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

平成25年 7月17日変更 平成25年 7月22日登記
普通株式 5万9000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

平成27年 8月 7日変更 平成27年 9月 2日登記
普通株式 4万9000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

平成31年 3月 8日変更 平成31年 3月19日登記
普通株式 4万5000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

平成31年 4月23日変更 令和 1年 5月13日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株あたりの払込金額は、金1円とする

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする

1

$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{調整後株式数}}{\text{調整前株式数}}$

分割・併合の比率

新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成31年6月30日までの間とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。

②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。

（イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。

③その他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

平成21年 7月 1日発行

平成21年 7月 15日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

52個

49個

平成25年 7月17日変更

平成25年 7月22日登記

46個

平成26年 5月26日変更

平成26年 6月20日登記

42個

平成28年 2月12日変更

平成28年 2月17日登記

39個

平成31年 4月23日変更

令和 1年 5月13日登記

34個

令和 1年 8月15日変更

令和 1年 9月13日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 5万2000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

普通株式 4万9000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成25年 7月17日変更 平成25年 7月22日登記

普通株式 4万6000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成26年 5月26日変更 平成26年 6月20日登記

普通株式 4万2000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成28年 2月12日変更 平成28年 2月17日登記

普通株式 3万9000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成31年 4月23日変更 令和 1年 5月13日登記

普通株式 3万4000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

令和 1年 8月15日変更 令和 1年 9月13日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株あたりの払込金額は、金1円とする

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成52年6月30日までの間とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。

②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。

（イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

平成22年	7月	1日発行
平成22年	7月	30日登記

第8回新株予約権

新株予約権の数

65個

63個

平成24年 2月 1日変更

平成24年 9月14日登記

61個

平成26年 5月26日変更

平成26年 6月20日登記

55個

平成28年 2月12日変更

平成28年 2月17日登記

50個

平成28年 4月 5日変更

平成28年 4月 7日登記

46個

平成28年 4月19日変更

平成28年 6月16日登記

43個

平成31年 4月23日変更

令和 1年 5月13日登記

38個

令和 1年 8月27日変更

令和 1年 9月13日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 6万5000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、

かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

普通株式 6万3000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

平成24年 2月 1日変更 平成24年 9月14日登記

普通株式 6万1000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

平成26年 5月26日変更 平成26年 6月20日登記

普通株式 5万5000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

平成28年 2月12日変更 平成28年 2月17日登記

普通株式 5万株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

平成28年 4月 5日変更 平成28年 4月 7日登記

普通株式 4万6000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

平成28年 4月19日変更 平成28年 6月16日登記

普通株式 4万3000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成31年 4月23日変更 令和 1年 5月13日登記

普通株式 3万8000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

令和 1年 8月27日変更 令和 1年 9月13日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株あたりの払込金額は、金1円とする

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする

1

調整後払込金額＝調整前払込金額×
分割・併合の比率

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成53年6月30日までの間とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。

②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。

（イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。		平成23年 7月 1日発行
		平成23年 7月12日登記
第9回新株予約権 新株予約権の数		
<u>72個</u>	平成28年 2月12日変更	平成28年 2月17日登記
<u>65個</u>		
<u>61個</u>	平成28年 4月 5日変更	平成28年 4月 7日登記
<u>57個</u>		
<u>51個</u>	平成31年 4月23日変更	令和 1年 5月13日登記
	令和 2年 2月25日変更	令和 2年 3月23日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
普通株式 7万2000株		
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする		
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率		
普通株式 6万5000株		
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする		
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率		
平成28年 2月12日変更		平成28年 2月17日登記
普通株式 6万1000株		
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする		
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率		
平成28年 4月 5日変更		平成28年 4月 7日登記
普通株式 5万7000株		
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式		

の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成31年 4月23日変更 令和 1年 5月13日登記
普通株式 5万1000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

令和 2年 2月25日変更 令和 2年 3月23日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株あたりの払込金額は、金1円とする

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする

調整後払込金額＝調整前払込金額×
分割・併合の比率

新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成54年6月30日までの間とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。

②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。

（イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年 7月 1日発行

平成24年 7月13日登記

第10回新株予約権

	新株予約権の数
	78個
	74個
	70個
	63個
	平成28年 4月 5日変更 平成28年 4月 7日登記
	令和 2年 1月23日変更 令和 2年 2月25日登記
	令和 2年 3月 9日変更 令和 2年 3月23日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
	普通株式 7万8000株
	なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式 7万4000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成28年 4月 5日変更 平成28年 4月 7日登記 普通株式 7万株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 令和 2年 1月23日変更 令和 2年 2月25日登記 普通株式 6万3000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 令和 2年 3月 9日変更 令和 2年 3月23日登記
	募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
	無償
	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
	新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株あたりの払込金額は、金1円とする
	なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合

	は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする $\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ 新株予約権を行使することができる期間 平成25年7月1日から平成55年6月30日までの間とする。 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 （ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。 （イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。 <table><tr><td>平成25年</td><td>7月</td><td>1日発行</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>7月</td><td>9日登記</td></tr></table>	平成25年	7月	1日発行	平成25年	7月	9日登記
平成25年	7月	1日発行					
平成25年	7月	9日登記					
第11回新株予約権 新株予約権の数 <u>52個</u> <u>50個</u> 47個	平成28年 4月 5日変更 平成28年 4月 7日登記 令和 2年 1月23日変更 令和 2年 2月25日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 5万2000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 普通株式 5万株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする						

	調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成28年 4月 5日変更 平成28年 4月 7日登記 普通株式 4万7000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 令和 2年 1月23日変更 令和 2年 2月25日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株あたりの払込金額は、金1円とする なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする 1 調整後払込金額＝調整前払込金額× 分割・併合の比率 新株予約権を行使することができる期間 平成26年7月1日から平成28年6月30日までの間とする。 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 （ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。 （イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
	平成26年 7月 1日発行
	平成26年 7月16日登記
	第12回新株予約権 新株予約権の数 36個 35個
	平成28年 4月 1日変更 平成28年 4月 7日登記

	<u>33個</u> 平成28年 4月 1日変更 平成28年 4月 7日登記 <u>31個</u> 平成30年 4月 2日変更 平成30年 4月16日登記 <u>29個</u> 平成30年12月 4日変更 平成30年12月13日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 3万6000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 普通株式 3万5000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 平成28年 4月 1日変更 平成28年 4月 7日登記 普通株式 3万3000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 平成28年 4月 1日変更 平成28年 4月 7日登記 普通株式 3万1000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 平成30年 4月 2日変更 平成30年 4月16日登記 普通株式 2万9000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 平成30年12月 4日変更 平成30年12月13日登記
--	--

	募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償
	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1 個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、 金1円とする
	なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合 は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は 切り上げるものとする
	1 調整後払込金額＝調整前払込金額× 分割・併合の比率
	新株予約権を行使することができる期間 平成27年7月1日から平成57年6月30日までの間とする。
	新株予約権の行使の条件
	①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から10 日間に限り新株予約権を行使できる。
	②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、 それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
	（ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認 された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議 案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当 該承認日の翌日から2週間とする。
	（イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡し た日の翌日から3ヶ月間とする。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社とな る株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認さ れた場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することが できる。	
	平成27年 7月 1日発行 平成27年 7月 9日登記
第13回新株予約権	
新株予約権の数	
50個	
47個	
	平成30年 4月 2日変更 平成30年 4月16日登記
44個	
	平成30年12月 4日変更 平成30年12月13日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法	
普通株式 5万株	
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場 合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式 の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、 かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権 を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ず る1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする	
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率	

普通株式 4万7000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成30年 4月 2日変更 平成30年 4月16日登記

普通株式 4万4000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成30年12月 4日変更 平成30年12月13日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株あたりの払込金額は、金1円とする

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする

1

調整後払込金額＝調整前払込金額×
分割・併合の比率

新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成58年6月30日までの間とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。

②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。

（イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件					
当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。					
		平成28年	7月 1日発行		
		平成28年	7月19日登記		
第14回新株予約権					
新株予約権の数					
37個					
36個	平成30年	3月19日変更	平成30年	4月16日登記	
35個	平成30年	4月 2日変更	平成30年	4月16日登記	
33個	平成30年	12月 4日変更	平成30年	12月13日登記	
32個	平成31年	1月 4日変更	平成31年	1月15日登記	
31個	令和 1年	11月 1日変更	令和 1年	11月14日登記	
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法					
普通株式 3万7000株					
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする					
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率					
普通株式 3万6000株					
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする					
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率					
		平成30年	3月19日変更	平成30年	4月16日登記
普通株式 3万5000株					
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする					
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率					
		平成30年	4月 2日変更	平成30年	4月16日登記

普通株式 3万3000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成30年12月 4日変更 平成30年12月13日登記

普通株式 3万2000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成31年 1月 4日変更 平成31年 1月15日登記

普通株式 3万1000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

令和 1年11月 1日変更 令和 1年11月14日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個あたりの株式数1000株を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金1円とする

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする

1

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月1日から平成59年6月30日までの間とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。

②第1項にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。

（イ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡し

た日の翌日から3ヶ月間とする。		
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件		
当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。		
		平成29年 7月 1日発行
		平成29年 7月14日登記
第15回新株予約権		
新株予約権の数		
<u>430個</u>		
<u>417個</u>		
平成30年11月 8日変更		平成30年12月13日登記
<u>401個</u>		
平成30年12月 4日変更		平成30年12月13日登記
<u>392個</u>		
平成30年12月17日変更		平成31年 1月15日登記
<u>374個</u>		
平成31年 1月 4日変更		平成31年 1月15日登記
<u>347個</u>		
令和 1年11月 1日変更		令和 1年11月14日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
普通株式 4万3000株		
各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、新株予約権発行日後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率		
普通株式 4万1700株		
各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、新株予約権発行日後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率		
平成30年11月 8日変更		平成30年12月13日登記
普通株式 4万100株		
各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、新株予約権発行日後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率		
平成30年12月 4日変更		平成30年12月13日登記
普通株式 3万9200株		
各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、新株予約権発行日後、当社が当社普通株式の分割ま		

たは併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成30年12月17日変更 平成31年 1月15日登記
普通株式 3万7400株

各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、新株予約権発行日後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成31年 1月 4日変更 平成31年 1月15日登記
普通株式 3万4700株

各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、新株予約権発行日後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

令和 1年11月 1日変更 令和 1年11月14日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月1日から平成60年6月30日までの間とする。

新株予約権の行使の条件

①取締役および執行役員は、退任日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②各新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成30年 7月 1日発行

平成30年 7月11日登記

	第16回新株予約権 新株予約権の数 413個 401個 395個 令和 1年10月31日変更 令和 1年11月14日登記 令和 1年11月 1日変更 令和 1年11月14日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 4万1300株 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、 100株とする。なお、新株予約権発行日後、当社が当社普通株式の分割ま たは併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の 端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に 当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 普通株式 4万100株 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、 100株とする。なお、新株予約権発行日後、当社が当社普通株式の分割ま たは併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の 端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に 当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 令和 1年10月31日変更 令和 1年11月14日登記 普通株式 3万9500株 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、 100株とする。なお、新株予約権発行日後、当社が当社普通株式の分割ま たは併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の 端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に 当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 令和 1年11月 1日変更 令和 1年11月14日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に より交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数 を乗じた金額とする。 なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合 は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は 切り上げるものとする。 1 調整後払込金額＝調整前払込金額× 分割・併合の比率 新株予約権を行使することができる期間 令和1年7月1日から令和31年6月30日までの間とする。 新株予約権の行使の条件 ①取締役および執行役員は、退任日の翌日から10日間に限り、新株予約権 を行使できるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。
--	---

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。	令和 1年 7月 1日発行 令和 1年 7月 9日登記
吸収合併	令和2年4月1日埼玉県狭山市広瀬台二丁目3番1号株式会社タムラ流通センターを合併	令和 2年 4月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 8月 2日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 8月 2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 3月14日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 2年 4月10日
東京法務局練馬出張所
登記官

有 馬 克 文

